

# (資料)「山口きらら博」での試み

きらら博で行われた、「ユニバーサルデザイン」の主な取組は、次のとおりです。

## 施設や設備での取組

山口きらら博の会場づくりに当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した施設・設備整備が行われました。

## 段差のない会場と休憩所

博覧会の会場通路や各施設の出入口は、すべて段差をなくしました。

また、スロープの途中などに、高齢者や障害のある人などに配慮して、多くの休憩所を設けました。

## メインゲート

車いすやベビーカーに対して、特別に専用のゲートを作るのではなく、10か所すべてのゲートで通過可能な幅を確保しました。

## 多目的トイレ

20か所のトイレすべてに、車いす使用者だけでなく子ども連れの方などにも配慮した、男女別の多目的トイレを設置しました。

多目的トイレには、小児用便器やおむつ替えシートなどを備え付けました。

さらに、横たわった状態や、足を投げ出した状態などで利用できる札幌式トイレや、人工肛門・人工膀胱保有者（オストメイト）の利用に対

応<sup>おう</sup>じた<sup>た</sup>多<sup>た</sup>目的<sup>もくてき</sup>トイレ<sup>せいび</sup>の整備<sup>おこな</sup>も行<sup>おこな</sup>いました。

## の<sup>の</sup>もの<sup>もの</sup>ゆう<sup>ゆう</sup>ぐ<sup>ぐ</sup> 乗り物・遊具

会場<sup>かいじょうない</sup>内<sup>じゆんかい</sup>を巡回<sup>ゆうらんしや</sup>する遊覧車<sup>つき</sup>の「きららトレイン」・月<sup>うみ</sup>の海<sup>おうだん</sup>を横断<sup>つぎ</sup>する  
ゴンドラ<sup>ゆうぐせつび</sup>リフト<sup>だいがんらんしや</sup>の「きらゴン」・遊具<sup>ゆうぐせつび</sup>施設<sup>だいがんらんしや</sup>の「大観覧車」は、いずれも  
車<sup>くるま</sup>いす<sup>じょうしや</sup>での乗車<sup>かのう</sup>が可能<sup>かのう</sup>でした。

## きららバス

博覧会<sup>はくらんかい</sup>会場<sup>かいじょう</sup>の外周<sup>がいしゅうどうろ</sup>道路<sup>じゆんかい</sup>を巡回<sup>りょう</sup>するバス<sup>りょう</sup>の「きららバス」は、4両<sup>りょう</sup>すべ  
てが乗降<sup>じょうこうぐち</sup>口に段差<sup>だんさ</sup>のないノンステップバス<sup>ノンステップバス</sup>でした。

## こうしゅうでんわ<sup>こうしゅうでんわ</sup>・じどうはんばいき<sup>じどうはんばいき</sup> 公衆電話・自動販売機

車<sup>くるま</sup>いす<sup>ひと</sup>の人<sup>ひと</sup>や子<sup>こ</sup>ども<sup>こ</sup>が利用<sup>りよう</sup>しやす<sup>ひく</sup>いように、低<sup>ひく</sup>い位置<sup>い</sup>に公衆電話<sup>こうしゅうでんわ</sup>を設<sup>せつ</sup>  
置<sup>ち</sup>したり、ボタ<sup>と</sup>ン<sup>だ</sup>や取<sup>と</sup>り出<sup>だ</sup>し口<sup>ぐち</sup>を低<sup>ひく</sup>くした自動販売機<sup>じどうはんばいき</sup>を設<sup>せつ</sup>置<sup>ち</sup>しました。

## みず<sup>みず</sup>べ<sup>べ</sup> 水 辺

「いのちの池<sup>いけ</sup>」や「月の海<sup>つき</sup>」では、棧橋<sup>さんばし</sup>やボードウオーク<sup>ボードウオーク</sup>などにより、  
車<sup>くるま</sup>いす<sup>みずべ</sup>やベビー<sup>ちか</sup>カー<sup>ちか</sup>でも水辺<sup>みずべ</sup>に近<sup>ちか</sup>づけるようにしました。

## すこやかほほえみプラザ

山口県<sup>やまぐちけん</sup>健康福祉部<sup>けんこうふくしぶ</sup>のパビリオン「すこやかほほえみプラザ」では、「み  
んなにやさしいパビリオン」をめざし、手話<sup>しゆわ</sup>のできる案内係<sup>あんないがかり</sup>の常時配置<sup>じょうじはいち</sup>、  
シアターゾーンへの車<sup>くるま</sup>いす<sup>しゅうしや</sup>使用者<sup>しゅうしや</sup>用席<sup>ようせき</sup>・副音声<sup>ふくおんせい</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>席<sup>せき</sup>・字幕<sup>じまく</sup>対<sup>たい</sup>応<sup>おう</sup>席<sup>せき</sup>・磁  
気<sup>じ</sup>ループ<sup>き</sup>による集<sup>しゅうだん</sup>団<sup>だん</sup>補<sup>ほ</sup>聴<sup>ちゅう</sup>装<sup>そう</sup>置<sup>ち</sup>設<sup>せつ</sup>置<sup>ち</sup>席<sup>せき</sup>を設<sup>もう</sup>けるなどきめ細<sup>こま</sup>かい配<sup>はい</sup>慮<sup>りよ</sup>に取<sup>と</sup>り

く  
組みました。

## 運営、情報やサービスでの取組

山口きらら博の運営に当たっては、「ホスピタリティーにあふれた運営」が基本方針のひとつとされ、この基本方針に従って、ユニバーサルデザインに配慮した運営が行われました。

## 分かりやすい案内

会場内に6か所の案内所を設け、パビリオンやサービス施設などの案内をしました。

総合案内所では、手話通訳の対応も行いました。

また、聴覚障害のある人などへの情報サービスとして、4か所に電光掲示板を設置するなど、誰にも分かりやすい案内表示を心がけました。

## 車いす等の貸し出し

高齢者や障害のある人のための車いすの貸し出しや、子ども連れの人のためのベビーカーの貸し出しを行い、多くの人の利用がありました。

## 託児サービス

乳幼児を連れた人のために託児サービスを行い、多くの人の利用がありました。

## きら たい 燦めき隊(ボランティア)

ボランティアが常駐して、車いす介助、手話、筆記通訳などを行いました。



## くるま かいじょ 車いす介助ボランティア

へいせい ねん ねん かいさい  
平成13年(2001年)に開催された  
やまぐち はく だんさ かいじょう たもく  
山口きらら博では、段差のない会場や多  
てき せいびとう くるま か  
目的トイレの整備等のハードと、車いすの貸  
だし出しやボランティアによる車いす介助等  
のソフトが、いつたい はいりよ おお  
のソフトが、一体となった配慮により、多  
くの人(ひと)が楽しむことができました。

# (資料) バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリーとユニバーサルデザインの違いは、次のように考えられます。

## バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
定義	特定の人（障壁）となっているものを取り除く	はじめから、誰にとっても障壁のないように配慮する
対象者	高齢者、身体に障害のある人などの特定の人	年齢・性別・身体・国籍などに関わらない、すべての人
バリアの考え方	バリアがあることを前提（バリアで使えない人がいる）	バリアがないことを前提（みんな使えるのが当たり前）
整備の度合い	他の人と同じように使えば良い 最低限度の整備になりやすい	誰もが、より安全、安心、快適な整備を進める
問題点	特別な人への逆差別を生む恐れがないとは言えない 構造的、空間的な条件の制約が大きい 対応のコストが高くなりやすい	個々に異なる個別の障害への対応が難しい 重度の障害への対応が難しい

# (資料) バリアフリーとユニバーサルデザインの事例

バリアフリーとユニバーサルデザインを事例で考えると、次のとおりになります。

## バリアフリーとユニバーサルデザインの事例

バリアフリー (対象となる特定の人)	ユニバーサルデザイン (対象はすべての人)
めがね、コンタクトレンズ (弱視)	大きな文字等の表示
リフト付きバス (下肢障害)	ノンステップバス (注1)
手話付き放送 (聴覚障害)	字幕付き放送
障害者用階段昇降機 (下肢障害)	障害者対応エレベーター (注2)
低い高さの水飲み場 (下肢障害・子供)	高さの異なる水飲み場の併設 (注3)

注1 ノンステップバス：乗降口に階段（ステップ）がないバス

2 障害者対応エレベーター：手すり、低い位置の操作盤、音声案内、車いすが乗降できる幅や広さの確保などの配慮があるエレベーター

3 高さの異なる水飲み場の併設：一つのもので、すべての人を対象にできない場合は、「組み合わせ」により対応します。

「案内板」の文字と絵文字・外国語などの「組み合わせ」もユニバーサルデザインです。

# (資料) 福祉のまちづくりの経緯

## 福祉のまちづくり条例、指針の経緯

名 称	制 定	概 要	整備の 対 象	対象者の考え方
環境整備の手引き ～共に生きるまち づくりのために～	S63.3	ハンディキャップの ある人に配慮した環 境整備のための指針	建物 道路 公園	障害者を含めたすべ ての県民
福祉のまちづくり 環境整備指針	H 7.3	障害者をはじめ誰 もが利用しやすく、 建築物・道路など の面的整備を進め るための指針	建物 道路 公園	障害者にやさしい まちづくりは、高 齢者、児童、妊産 婦などすべての人 にやさしいまちづ くりにつながる
福祉のまちづくり 条例	H 9.3	県・事業者・県民 の責務、施策の基 本方針、公共的施 設の整備に必要な 事項を定めた	建物 道路 公園 駐車場 (注)	高齢者、障害者、 妊産婦、病弱者、 乳幼児を連れた人で、 けが人、児童などで、 日常生活又は社会 生活に身体の機能 上の制限を受ける 者

(注) このほか、事業者は「設置する公共的施設又はその供給する物品若しくは役務」につ  
いて、高齢者、障害者等の利用の便宜を図り、又はその利用に配慮するように努める」  
こととされています。

公共的施設・・・病院、ホテル、道路、公園など多くの人利用する施設

# 山口県ユニバーサルデザイン行動指針（素案）に係る パブリックコメントの概要

## 1 パブリックコメントの実施状況

### 募集期間

平成14年12月20日（金）から平成15年1月20日（月）まで（1ヶ月間）

### 公表方法等

県庁1階の刊行物センター（閲覧コーナー）、各地方県民相談室、各健康福祉センター、障害福祉課に素案を備えつけるとともに、県のホームページに素案を掲載し、県民の皆さんが自由に閲覧できるようにしました。

### 募集方法

ハガキ・封筒、ファックス、Eメール等で意見・提案を募集しました。

## 2 提出意見の状況

18件の意見・提案をいただきました。

### 内容

事 項	件 数
施策の方向に関するもの	18
計	18

## 3 パブリックコメントによる意見の反映結果について

施策の方向に次の事項を位置付けました。

- 要約筆記への配慮
- 山口県福祉のまちづくり条例やハートビル法の基準に基づいた施設整備
- 在宅ワークやSOHOへの支援
- 学習障害（LD）児、注意欠陥／多動性障害（ADHD）児に対するコミュニケーション手段の配慮等
- コンピューターによる情報交換の支援



やまぐちけんけんこうふくしぶ しょうがいふくしか  
山口県健康福祉部 障害福祉課

〒753-8501 やまぐちしたきまち 山口市滝町 1 - 1

TEL 083-933-2760

FAX 083-933-2779

E-mail [a14100@pref.yamaguchi.jp](mailto:a14100@pref.yamaguchi.jp)